

荒川区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和8年7月16日

荒川区長 滝 口 学

荒川区規則第66号

荒川区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(荒川区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 荒川区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(令和2年荒川区規則第35号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(学級の編制の基準) 第3条 条例第5条第2項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 1学級の園児数は、<u>30人</u>以下とする。 (2) (略) (職員の配置の基準) 第4条 条例第6条第1項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 各学級に、当該学級を専任で担当する主幹保育教諭、指導保育教諭、<u>主務保育教諭</u>又は保育教諭(以下この号において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1を超えない範囲で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。 (2) 幼保連携型認定こども園は、園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員(以下「直接従事職員」という。)として、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄	(学級の編制の基準) 第3条 条例第5条第2項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 1学級の園児数は、<u>35人</u>以下とする。 (2) (略) (職員の配置の基準) 第4条 条例第6条第1項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 各学級に、当該学級を専任で担当する主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(以下この号において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1を超えない範囲で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。 (2) 幼保連携型認定こども園は、園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員(以下「直接従事職員」という。)として、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄

に定める員数以上の職員を置かなければ
ならない。この場合において、直接従事
職員の数は、常時2人を下回ってはなら
ない。

園児の区分	員数
(略)	
備考	
1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下「幼稚園教諭普通免許状」という。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第3項に規定する保育士登録（以下「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園教諭普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、 <u>主務保育教諭</u> 、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、直接従事職員の数をいう。	
2から4まで （略）	
5 <u>備考1に定める者については、1人に限り、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ</u>	

に定める員数以上の職員を置かなければ
ならない。この場合において、直接従事
職員の数は、常時2人を下回ってはなら
ない。

園児の区分	員数
(略)	
備考	
1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下「幼稚園教諭普通免許状」という。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第3項に規定する保育士登録（以下「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園教諭普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、直接従事職員の数をいう。	
2から4まで （略）	

、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。
ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、備考１に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

1 から 7 まで （略）

8 第 4 条第 2 号の表備考 1 に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

9 （略）

10 第 4 条第 2 号の表備考 1 に定める者については、当分の間、1 人に限り、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。
この場合において、満 1 歳未満の園児の数が 4 人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考 1に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

11 （略）

12 第 4 条第 2 号の表備考 5 及び附則第 8 項から第 10 項までの規定により第 4 条第

附 則

1 から 7 まで （略）

8 第 4 条第 2 号の表備考 1 に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

9 （略）

10 第 4 条第 2 号の表備考 1 に定める者については、当分の間、1 人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師又は看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。この場合において、満 1 歳未満の園児の数が 4 人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

11 （略）

12 附則第 8 項から第 10 項までの規定により第 4 条第 2 号の表備考 1 に定める者を

2号の表備考1に定める者を<u>特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、区長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、区長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、常時同号の規定により置かなければならない直接従事職員の数の3分の1を超えてはならない。</u> 13 (略) 14 <u>第4条第2号の表備考5及び附則第10項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考1に定める者（同表備考5ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>	小学校教諭等免許状所持者、区長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、区長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、常時同号の規定により置かなければならない直接従事職員の数の3分の1を超えてはならない。 13 (略)
--	---

（荒川区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 荒川区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和6年荒川区規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (経過措置) 2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>令和10年3月31日までの間、改正後の荒川区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第4条の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する部分に限る。）</u>は、適用しない。この場合において、改正前の荒川区	附 則 1 (略) (経過措置) 2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間、改正後の荒川区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第4条の規定は、適用しない。この場合において、改正前の荒川区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第4条の規定は、この規則の</u>

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第4条の規定（<u>満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する部分に限る。</u>）は、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。 <u>3 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の荒川区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第4条の規定（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の荒川区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第4条の規定（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する部分に限る。）は、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</u>	施行の日以後においても、なおその効力を有する。
--	--------------------------------

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における一学級の園児数については、この規則による改正後の荒川区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第3条第1号の規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。